

資料編

Ⅰ 都市農業振興計画の策定経過

(Ⅰ) 主な経過

年	月	内容
令和 7 年	7 月	・ 令和 7 年度第 1 回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画の進行状況、改定に向けた協議)
	10 月	・ 第 2 回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画素案の協議)
	11 月	・ 庁内、農業委員会、農協へ意見照会 (都市農業振興計画素案の意見照会)
	12 月	・ 第 3 回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画最終案の協議) ・ 都市農業振興計画最終案の作成
令和	2 月	・ 都市農業振興計画案の公表 (自由意見の募集)
8 年	3 月	・ 提言 ・ 都市農業振興計画の決定

(2) 秦野市都市農業振興計画推進委員会委員名簿

令和8年3月現在（敬称略）

No.	職名	氏名	備考（団体名・役職名等）
1	会長	竹本 田持	明治大学農学部教授
2	副会長	宮村 俊男	秦野市農業委員会会長
3	委員	有山 公崇	(株)流通研究所取締役上席研究員
4	//	伊藤 章	秦野市農業経営士会会長
5	//	尾澤 健一	秦野市認定農業者協議会副会長
6	//	高梨 晃	秦野市農業協同組合青年部委員長
7	//	石井 理代	秦野市農業協同組合女性部部長
8	//	小澤 美代	秦野市食生活改善推進団体会長
9	//	木村 まゆみ	元ユーコープかながわ理事
10	//	磯崎 篤	秦野市観光協会専務理事（兼）事務局長
11	//	黒葛原 治	秦野商工会議所事務局長
12	//	久保寺 一志	秦野市農業協同組合営農販売部長
13	//	森 一憲	神奈川県湘南地域県政総合センター地域農政推進課長

(3) 秦野市都市農業振興計画推進委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 37 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)

第 2 条の規定により設置される秦野市都市農業振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、13 名の委員により組織する。

2 委員会の委員(臨時委員を含む。第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条において同じ。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 4 条 臨時委員は、必要の都度市長が委嘱する。

2 臨時委員は、委嘱の目的に係る審議又は調査に加わり、その目的に係る答申又は建議が終了したときに、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所掌事務は、会長が委員会に諮って定める。

3 専門部会は、会長が委員会に諮って指名する委員により構成する。

4 専門部会に部会長を置き、その構成員の互選により定める。

5 部会長は、専門部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、専門部会の構成員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する

7 部会長は、必要に応じて審議の経過又は結果を直近に開催される委員会の会議で報告するものとする。

(会議)

第7条 委員会又は専門部会の会議(以下「会議」という。)は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員会又は専門部会それぞれの構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会又は専門部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会又は専門部会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第9条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、委員会については会長及び会長が指名した委員1名が、専門部会については部会長及び部会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、農政主管課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会又は専門部会の運営について必要な事項は、会長又は部会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(4) 秦野市都市農業振興計画に関する提言書

令和8年3月6日

秦野市長 高 橋 昌 和 様

秦野市都市農業振興計画推進委員会

会 長 竹 本 田 持

秦野市都市農業振興計画について（提言）

現在、秦野市において計画されている「秦野市都市農業振興計画」（案）について、本委員会において慎重に議論いたしました。

つきましては、別添のとおり提言します。

秦野市都市農業振興計画に関する提言書

国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、生産資材の価格高騰など、農業生産を取り巻く環境は大きく変化し、また、適正な農産物価格水準が実現されず、農業経営はこれまで以上に厳しさを増しています。

そのため、農業者の高齢化と相まって、秦野市においても後継者や担い手の不足が一層顕著となっています。

一方で、新鮮、安全で多様な農産物に対する市民のニーズは大きく、間近に控える新東名高速道路の全線開通や秦野丹沢サービスエリアの開業もあり、秦野市の農業は今後も持続的に発展する可能性を有しています。

新たに策定する計画では、将来像に掲げた「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の実現に向け、農業者はもとより、市民、関係団体及び行政がそれぞれの役割を理解し、より一層の協力、連携のもとで計画が着実に推進されることを要望します。

1 経営・担い手について

- (1) 地域農業を支える担い手が著しく減少する中、新規就農者の育成と併せて、地域社会の維持に重要な役割を担っている農家の後継者、いわゆる親元就農者の確保にも重点的に取り組む必要があります。

また、CSA（地域支援型農業）の導入や援農ボランティア、市民農園利用者、外国籍の市民など、多様な市民の力をより一層活用していく必要があります。

- (2) 農業経営の安定化や持続性の確保に向け、気候変動や生産資材の価格高騰など、農業者の経営努力のみでは対応が困難な環境要因を的確に捉え、支援や対策のあり方を検討する必要があります。
- (3) 特に、年々増加傾向にある鳥獣害に対し、地域、関係団体及び行政が一体となり、被害軽減に向けた対策を継続するとともに、近隣自治体との広域的な連携を図る必要があります。

また、ジビエ利用の推進に当たっては、JA はだのや猟友会などの関係団体と一体となった供給体制の維持に加え、地産地消の観点から市内飲食店等と連携を図る必要があります。

2 農地について

- (1) 貴重な地域資源である農地の遊休化を防ぐため、担い手の確保と連動しつつ、適切かつ計画的な農地利用を図る必要があります。
- (2) 食料供給のための生産基盤という役割をはじめ、防災空間や秦野名水を育む地下水かん養など、農地が持つ多面的な機能が有効に発揮されるよう、農地の維持・保全に努める必要があります。

3 生産・販売について

- (1) 農業者の経営基盤の安定化が図られるよう、適正な農産物価格形成に向けて、市民（消費者）の理解を促進するための取組が不可欠です。
- (2) 優良農産物等登録認証制度の取組を通じて、優良農産物の生産拡大や発掘、関連産業との連携等による付加価値の向上を図る必要があります。

特に、歴史ある特産品である落花生は、観光をはじめ他の施策に密接に関係することから、将来にわたって生産が維持されるよう、地域や関係団体と一体となって取り組む必要があります。

4 市民交流について

- (1) 市民の食と農への関心を深め、地域農業への理解を醸成するため、体験型農業の拡充や食農教育の推進、消費者団体による食育活動などとの連携をさらに進める必要があります。
- (2) 観光農業の推進に当たっては、新東名高速道路の全線開通や秦野丹沢サービスエリアの開業を、農業の魅力を広く発信する好機と捉え、他の観光資源や関連産業との連携を強化し、地域一体となって取組を推進する必要があります。

2 前計画の進行状況について（令和3年度～令和7年度）

（令和7年度第1回秦野市都市農業振興計画推進委員会資料から抜粋）

（1）把握時点

令和7年3月31日

（2）把握方法

ア 「重点施策・事業」について

計画では、計画期間中に特に重点的に実施する取組として、13の重点施策・事業を掲げている。また、この重点施策・事業の進行状況を把握するため、各重点施策・事業に関連の強い事項を指標とし、令和7年度までに達成を目指す全13指標に対して最終目標値を設定している。

今回は、令和6年度末時点で概ね到達していることが望ましい目標と比較し、図表1のとおりAからDの4区分で進行状況を評価した。

なお、この年度ごとの概ね到達していることが望ましい目標は、計画中の「目標設定一覧」の「目標設定の考え方」で示している毎年の増加数等に基づくものとしている。ただし、毎年の増加数等を示していない一部の指標については、最終目標値に必要な数値を計画期間でほぼ均等に配分した数値としている。

●図表1 指標の評価区分（令和6年度末の概ねの目標と比較）

区分		内容
A	目標到達	目標に到達している
B	概ね順調	目標の75%以上100%未満
C	やや遅れている	目標の50%以上75%未満
D	遅れている	目標の50%未満の数値

（3）各事業について

計画では、基本目標（Ⅰ～Ⅳ）に掲げる4つの分野において、計画期間中に実施する事業、全101事業（重複掲載事業は1事業としてカウント）に取り組むこととしている。各事業の取組状況について、「検討」、「着手」、「完了」及び「継続」の4区分に分類し、把握した。（掲載は省略）

(4) 進行状況（令和7年3月31日時点）

ア 「重点施策・事業」について

(ア) 概 況

「重点施策・事業」の全13指標の評価は図表2-1のとおりであり、A評価（目標到達）が7指標（53.8%）、B評価（概ね順調）が2指標（15.4%）、C評価（やや遅れている）が2指標（15.4%）、D評価（遅れている）が0指標（0%）、未評価が2指標（15.4%）であった。（図表2-2 参照）

目標に到達しているA評価の指標については、引き続き計画的に進めていき、やや目標に至らなかったB評価についても大きな課題はないため、目標値を意識しながら進めていく。

また、C評価となった指標については、原因等を捉え可能な限りの改善を図り、目標値達成に向けて進めていく。

●図表 2-1 重点施策・事業（指標）の実績と評価

No.	重点施策・事業名	指標名(定義等)	策定時 (R2.3)	最終目標値 (R8.3)	年度ごとの概 ねの目標	実績	1 年目 (R4.3)	2 年目 (R5.3)	3 年目 (R6.3) 【中間年】	4 年目 (R7.3)	最終年 (R8.3)
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の育成・確保											
1	認定農業者・地域の 中心経営体の確保	人・農地プランの掲載者数 ※ 国の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画に法定化されたため、4 年目以降未評価	95人 (R元年)	113人	R3:101人 R4:104人 R5:107人 R6:110人 R7:113人	実績	108人	109人	115人		
						区分	A	A	A	未評価	－
2	農業経営の合理化の促進	認定農業者の経営改善計画の達成率	80% (R元年)	80%	R3:80% R4:80% R5:80% R6:80% R7:80%	実績	69%	83%	74%	81%	
						区分	B	A	A	A	－
3	新たな担い手の育成・確保	新規就農者数	84人 (R元年)	114人	R3:94人 R4:99人 R5:104人 R6:109人 R7:114人	実績	99人	103人	113人	121人	
						区分	A	A	A	A	－
4	環境整備	鳥獣被害対策重点取組地域数	－	8地域	R3:3地域 R4:4地域 R5:5地域 R6:6地域 R7:8地域	実績	6地域	9地域	10地域	12地域	
						区分	A	A	A	A	－
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用											
5	農道・農地の整備、維持管理	農道の整備延長	－	480 m (戸川、柳川、 ほか新規2地区) (合計)	R3:80 m R4:100 m R5:100 m R6:100 m R7:100 m	実績	53m	105m	210m	100m	
						区分	C	A	A	A	－
6	農地の利用集積の促進	農地利用集積面積	52ha (R元年)	64ha	R3:56ha R4:58ha R5:60ha R6:62ha R7:64ha	実績	53ha	56ha	59ha	62ha	
						区分	B	B	A	A	－
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進											
7	地産地消の推進	地産地消サポーター協力事業所数	47事業所 (R2年)	55事業所	R3:49事業所 R4:50事業所 R5:52事業所 R6:53事業所 R7:55事業所	実績	50事業所	50事業所	49事業所	48事業所	
						区分	A	A	B	B	－
		学校給食の食材に占める地場産物の使用率	37.2% (R元年)	50%	R5:40.0% R7:50.0% ※中間年及び 最終年のみ 目標設定	実績	32.4%	32.7%	34.7%	29.1%	
						区分	未評価	未評価	B	未評価	－
8	環境にやさしい農業の推進	優良農産物登録認証件数	7件 (R元年)	12件	R3:8件 R4:9件 R5:10件 R6:11件 R7:12件	実績	7件	5件	7件	7件	
						区分	B	C	C	C	－
9	特産・振興農産物の普及・拡大	落花生の作付面積 ※補助金申請面積	1,886a (R元年)	1,950a	R3:1,906a R4:1,918a R5:1,928a R6:1,939a R7:1,950a	実績	1,661a	1,606a	1,626a	1,320a	
						区分	B	B	B	C	－
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化											
10	体験型農業の拡充	体験型農業参加区画数	344区画 (R元年)	375区画	R3:355区画 R4:360区画 R5:365区画 R6:370区画 R7:375区画	実績	118区画	323区画	442区画	390区画	
						区分	D	B	A	A	－
		はだの農業満喫CLUB会員登録者数	250人 ※R2.10時点 (R元年)	590人	R3:350人 R4:410人 R5:470人 R6:530人 R7:590人	実績	396人	692人	806人	939人	
						区分	A	A	A	A	－
11	食農教育の推進	小学生・親子農業体験事業及び学校等における食農教育の実施回数	101回 (R元年)	503回 (合計)	R3:63回 R4:110回 R5:110回 R6:110回 R7:110回	実績	113回	143回	148回	160回	
						区分	A	A	A	A	－

●図表 2-2 評価区分別の指標数

区分	指標数	割合
A（目標達成）	7	53.8%
B（概ね順調）	2	15.4%
C（やや遅れている）	2	15.4%
D（遅れている）	0	0%
未評価	2	15.4%
合計	13	100%

(イ) C評価（やや遅れている）について

「優良農産物登録認証件数」は、認証事務における事業者側の負担や制度のメリットの少なさを理由に、目標の達成には至らなかったが、新規認証登録に向けた関係団体との検討を行い、令和7年度において、新たに1件の登録を予定している。

今後は、生産者が取り組みやすく、魅力ある制度への見直しに向けた検討を行う。

「落花生の作付面積」は、大規模農家の高齢化や担い手不足による作付面積の減少が主な要因であるほか、市外農地での栽培や作付面積が5a未満であることなど補助金の対象要件を満たさない申請者もいたため、目標の達成には至らなかった。

農業従事者の減少が続くことが想定される中、生産の拡大は難しいと考えているため、今後は、JAなどの関係団体と連携し、新規就農者を始めとした意欲のある農業者へ積極的に落花生の生産を促し、生産の維持を図っていく。

イ 各事業について

(ア) 概 況

全101事業の全てに取り組んでおり、「完了」が1事業であり、100事業が「継続」となり、計画どおり取り組むことができている。

(イ) 「完了」事業について

「地域営農のあるべき方向や地域の中心となる経営体等を定めた人・農地プランの推進（基本目標Ⅰ-基本施策2-⑥地域営農活性化事業の推進及び基本目標Ⅱ-基本施策2-④農地の利用集積の促進）」について、地域の話合いをもとに作成していた人・農地プランは、令和5年4月より国の農業経営基盤強化促進法が一部改正されたことに伴い、令和7年3月末までに「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」を策定することが義務付けられた。このことから、地域の農業者の話合いに基づき、

地域農業の将来の在り方をまとめた「目標地図」を作成し、担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を反映させたため、「完了」事業とした。

今後は、理想的な農地利用の実現に向けて地域での話し合いを継続しながら、地域計画の定期的な見直しに取り組んでいく。

(5) 評価の総括

本市の農業振興の状況を捉えるため、本計画の「重点施策・事業」に対して指標を設定し、その指標の実績と目標値を比較して評価することで、把握することとしている。

そこで、令和6年度の「重点施策・事業」の各指標の実績を概ねの目標と比較して評価すると、全13指標について、7指標がA評価（目標到達）、2指標がB評価（概ね順調）、2指標がC評価（やや遅れている）であり、D評価（遅れている）はなく、未評価が2指標であった。

C評価の指標については、生産団体へ更なる周知・連携を図るとともに、認証品のPRを積極的に行っている。

以上のことから、計画全体としては着実に推進が図られていると評価できるが、B評価、C評価の指標については、現状における課題を整理するとともに、最終的な目標の達成に向け、計画的に進めていく必要がある。

なお、本計画においては、目標数値に対する達成状況のみで評価を実施しているが、計画を見直す際には、その他施策の取組状況等を踏まえてより適切な評価を実施できるように検討していく。

3 目指す営農モデル

(1) 本市の農業の中核的な担い手となる認定農業者の具体的な経営の目標

年間農業所得	概ね650万円（1個別経営体当たり）
	概ね550万円（主たる従事者1人当たり）
年間労働時間	1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

この経営の目標を可能とする農業経営の指標を、本市における主要な営農類型で示すと次のとおりです。

[個別経営体]（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 施設トマト ＋ 露地野菜	<作付面積> 促成トマト 0.4ha 抑制キュウリ 0.4ha 小計 0.8ha キャベツ 0.4ha 小計 0.4ha 計 1.2ha <経営面積> 施設面積 0.5ha 畑 0.5ha 計 1.0ha	<資本装備> 硬質プラスチックハウス 2,000 m ² 大型ビニールハウス 2,000 m ² 自動カーテン・暖房機・燃料タンク・動力噴霧機・トラクター・管理作業機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・授粉用昆虫（マルハナバチ）を利用した作業省力化 ・防虫ネット、ラノーテープ、微生物農薬等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化 ・養液分析、診断に基づく肥培管理による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止
② 施設イチゴ ＋ 露地野菜	<作付面積> 促成イチゴ 0.24ha 小計 0.24ha サツマイモ、ジャガイモ、キャベツ等 1.1ha 小計 1.1ha 計 1.34ha <経営面積> 施設面積 0.3ha 畑 0.7ha 計 1.0ha	<資本装備> 大型ビニールハウス 2,400 m ² 自動カーテン・暖房機・燃料タンク・トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・授粉用昆虫（ミツバチ）を利用した作業省力化 ・防虫ネット、ラノーテープ、天敵等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化 ・新技術を利用した良質苗の生産及び生産の安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同販売による市場での有利販売体制の確立 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止

③ 温室バラ	<作付面積等> バ ラ 0.25ha <経営面積> 施設面積 0.6ha 水田 0.2ha 計 0.8ha	<資本装備> ガラス室(鉄骨7m) 1,650 m² 硬室フィルムハウス 850 m² 暖房用配管・燃料タンク・ボイラー室・冷蔵庫・薬散用動噴他・灌水施設・作業舎・倉庫・車庫・耕運機・トラック・水槽 <その他> ・消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・温室は複合環境制御による自動・省力化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮
④ 温室 カーネーション	<作付面積等> カーネーション 0.33ha <経営面積> 施設面積 0.6ha 水田 0.3ha 計 0.9ha	<資本装備> 硬室フィルムハウス 1,650 m² ビニールハウス 1,650 m² 暖房機・燃料タンク・冷蔵庫・薬散用動噴他・灌水施設・内装カーテン装置・作業舎・倉庫・車庫・耕運機・トラック・水槽 <その他> ・消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・温室は複合環境制御による自動・省力化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮
⑤ 温室鉢物	<作付面積等> 鉢物 0.13ha <経営面積> 施設面積 0.3ha 水田 0.2ha 計 0.5ha	<資本装備> 硬室フィルムハウス 1,000 m² ビニールハウス 330 m² 暖房機・燃料タンク・薬散用動噴他・灌水施設・内装カーテン装置・ベンチ・蒸気消毒機・作業舎・倉庫・車庫・トラック・水槽 <その他> ・温室は複合環境制御による自動・省力化 ・直売を主体とした有利販売	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・共同輸送による労力の軽減
⑥ 花壇用苗	<作付面積等> パングー、野菜苗等 0.4ha <経営面積> 施設面積 0.2ha 畑 0.3ha 計 0.5ha	<資本装備> ビニールハウス 1,000 m² 暖房機・燃料タンク・薬散用動噴他・灌水施設・フロントローダー・は種機・ミキサー・作業舎・倉庫・車庫・トラック・水槽 <その他> ・施設年間2回転程度利用 ・作付け品目は少品目多量生産 ・省力機械の導入	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・共同輸送による労力の軽減

⑦ 野菜直売	<作付面積> 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha ハウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ネギ 0.1ha サトイモ 0.1ha ジャガイモ 0.05ha ダイコン 0.1ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha 小計 1.0ha 計 1.2ha <経営面積> 施設面積 0.15ha 畑 0.5ha 計 0.65ha	<資本装備> ビニールハウス 1,000 m² トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、ラノーテープ、生物農薬（BT 剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑧ 露地野菜	<作付面積> ダイコン 0.8ha キャベツ 0.4ha トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー 0.2ha ジャガイモ 0.3ha ニンジン 0.4ha ハウレンソウ 0.3ha サツマイモ 0.3ha レタス 0.2ha ネギ 0.1ha 落花生 0.3ha 計 3.6ha <経営面積> 畑 2.0ha	<資本装備> トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、生物農薬（BT 剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・量販店等への地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑨ 軟弱野菜	<作付面積等> 施設ハウレンソウ 0.2ha 施設コマツナ 0.4ha 小計 0.6ha ハウレンソウ 0.4ha コマツナ 1.2ha 小計 1.6ha 計 2.2ha <経営面積> 施設用地 0.15ha 畑 1.0ha 計 1.5ha	<資本装備> 大型パイプハウス 1,000 m² 灌水施設・動力噴霧機・トラクター・管理作業機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・保冷库 <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、生物農薬（BT 剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・省力機械の導入等による労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑩ 茶	<作付面積等> 茶 2.2ha <経営面積> 畑 2.2ha 山林 0.1ha 計 2.3ha	<資本装備> 防霜ファン・栽培舎(木造)・管理作業機・動力噴霧機・動力剪枝機・動力摘採機・冷房機・暖房機・保冷库・軽トラック・貨物車(クレーン付)、荒茶工場	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮

⑪ 落葉果樹 ＋ 水 稻	<作付面積等> ナ シ 0.4ha ブドウ 0.3ha 水 稻 0.3ha 計 1.0ha <経営面積> 畑 0.7ha 水田 0.3ha 計 1.0ha	<資本装備> 果樹柵(防鳥防蛾)・作業台・防虫ネット・動力噴霧機・倉庫・耕運機・防除器具・トラック・乗用草刈り機・パソコン ＊以下は5人の共同利用 田植機4条・乾燥機・コンバイン・もみすり機 <その他> ・耕種的防除、天敵等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥や有機質肥料の施用等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・省力機械の導入等による労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑫ 酪 農 <土地利用型>	<飼養頭数> 成牛 40 頭 育成牛 14 頭 計 54 頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha 飼料畑 3.0ha	<資本装備> 成牛舎・育成舎・堆肥舎・サイロ・飼料タンク・バークリーナー・パイプラインミルカー・トラクター・バルクローラー・ローリーハロー・ボトムプラウ・フロントローダー・フォレージハーベスター・プロットキャスター・ローラー・プランター・ダンプトラック・マニュアルレッター・スプレヤー	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産ヘルパーの活用
⑬ 酪 農 <都市近郊型>	<飼養頭数> 成牛 40 頭 育成牛 14 頭 計 54 頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha 飼料畑 1.6ha	<資本装備> 成牛舎・育成舎・堆肥舎・サイロ・飼料タンク・バークリーナー・パイプラインミルカー・トラクター・バルクローラー・ローリーハロー・ボトムプラウ・ショベルローダー・フォレージハーベスター・プロットキャスター・ローラー・プランター・ダンプトラック・マニュアルレッター・スプレヤー	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産ヘルパーの活用
⑭ 肉用牛 <専用種>	<飼養頭数> 黒毛和種 130 頭 繁殖雌牛 20 頭 計 150 頭 <経営面積> 施設用地 0.3ha	<資本装備> 牛舎・堆肥舎・自動換気装置・飼料攪拌機・飼料タンク・ダンプトラック・ショベルローダー・牛衡機、倉庫等	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産ヘルパーの活用
⑮ 肉用種 <交雑種>	<飼養頭数> 交雑種 150 頭 <経営面積> 施設用地 0.3ha	<資本装備> 牛舎・堆肥舎・自動換気装置・飼料攪拌機・飼料タンク・ダンプトラック・ショベルローダー・牛衡機、倉庫等	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産ヘルパーの活用
⑯ 養 豚	<飼養頭数> 繁殖雌豚 70 頭 種雄豚 5 頭 計 75 頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha	<資本装備> 繁殖豚舎・分娩舎・育成豚舎・肥育豚舎・自動給餌機・飼料タンク・糞処理施設・ダンプトラック・ショベルローダー・動力噴霧機・秤	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産ヘルパーの活用

(2) 新たに農業を営もうとする青年等新規就農者の具体的な経営の目標

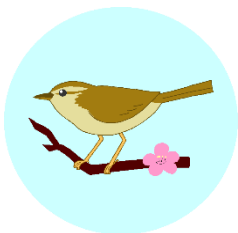
年間農業所得 概ね250万円（主たる従事者1人当たり）

年間労働時間 1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

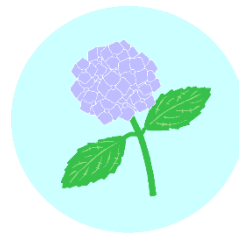
この経営の目標を可能とする農業経営の指標を、本市における主要な営農類型で示すと次のとおりです。

〔個別経営体〕（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 露地野菜	<作付面積> ホウレンソウ 0.1ha タマネギ 0.1ha ネギ 0.1ha エダマメ 0.05ha ダイコン 0.1ha ナス 0.1ha キュウリ 0.05ha ジャガイモ 0.1ha 計 0.7ha 他多品目 <経営面積> 畑 0.5ha	<資本装備> ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100㎡ ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 直売等を主体とした少量多品目の周年栽培	(1)に準じる	(1)に準じる
② 露地野菜 ＋ 施設野菜	<作付面積> 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha キャベツ 0.05ha ダイコン 0.05ha レタス 0.05ha タマネギ 0.1ha ジャガイモ 0.1ha 小計 0.35ha 計 0.55ha 他多品目 <経営面積> 施設面積 0.1ha 畑 0.4ha 計 0.5ha	<資本装備> ・ハウス 1,000㎡ ・暖房機 ・パイプハウス 100㎡ ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 直売等を主体とした施設野菜及び多品目露地野菜の周年栽培	(1)に準じる	(1)に準じる
③ 露地野菜 ＋ 果樹	<作付面積> 温州ミカン 0.2ha ブルーベリー 0.2ha 小計 0.4ha ホウレンソウ 0.1ha キャベツ 0.1ha ダイコン 0.1ha キュウリ 0.05ha ナス 0.05ha スイートコーン 0.05ha 小計 0.45ha 計 0.85ha 他多品目 <経営面積> 畑 0.7ha	<資本装備> ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 観光農園を主体とした果樹と野菜の複合経営	(1)に準じる	(1)に準じる



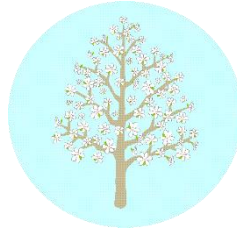
市の鳥 うぐいす



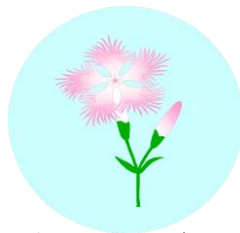
市の木 あじさい



市の木 さざんか



市の木 こぶし



市の木 なでしこ

秦野市都市農業振興計画（改定版）

令和8年（2026年）3月発行

編集・発行：秦野市環境産業部農業振興課

〒257-8501

神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

Tel：0463（82）9626 Fax：0463（82）6256